



第9回

「看護業務と法律」

弁護士 山下洋一郎・山口 祐輔

1.はじめに

入院患者にとって入浴は心身をリフレッシュする行為です。しかし、浴槽は事故の場にもなってしまいます。今回は介護老人保健施設の浴槽での死亡事故についての裁判例を取り上げます。

2.事案の概要

Aさん（82歳の男性）は、認知症で問題行動があり、徘徊癖もありましたが、昼食後に浴室に入り込んだようで、昼食から約3時間後に高温の湯で充たされた浴槽で心肺停止の状態で発見されました。死体検案書の死因欄は「溺死」ではなく「致死的不整脈疑い」となっていました。遺族は、施設の職員が昼食後約3時間動静の確認をしていなかったとして動静注意義務違反、浴室の施錠が不十分であったという施設管理義務違反等を理由に約3,400万円の損害賠償を求めて訴訟提起しました。

3.裁判所の判断

裁判所は、施設には適正な人員の配置がなされており、職員5名で入所者34名全員の動静のすべてを見守ることは困難であるとして動静注意義務違反は否定しました。しかし、浴室の施錠が不十分であったとして管理義務違反を認めました。その上で、本件によるAさんと遺族の全損害を約1,500万円と算定し、そのうちの3割相当額を施設が賠償すべきであるとしました。3割に減額した理由として、施設が湯を入れたまま放置したこと、廊下と浴室の間は施錠がなされていたこと（その横からAさんは入ったようです）、Aさんが自分で浴室に入ったことをあげています（岡山地方裁判所平成22年10月25日判決）。

4.まとめ

入浴時は、患者（入所者）の症状等によっては直接の見守りをする必要があります。また、患者（入所者）が「見ていられると恥ずかしいから一人で入りたい。」と言って、一人での入浴をさせる場合でも、数分おきに声かけをするなどして状況を確認する必要があります。患者（入所者）が入浴を好きだからと言っても、決して長時間放置しないことが大事です。そして、使用しないときは浴室には施錠をすることが肝要であることをこの判決は教えています。少し細かい話ですが、湯温の設定も大事です。火傷するような高温の設定は直ちに改めた方がよいでしょう。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日本生命千葉中央ビル7階 電話：043-225-5242